

鳥取県公衆浴場確保対策費市町村補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県公衆浴場確保対策費市町村補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定に基づく知事の営業許可を受け、かつ、入浴料金について物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の統制額の指定を受けている公衆浴場をいう。）の安定を図り、もって地域住民の保健衛生を確保することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う公衆浴場に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄により算出した額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額以下とする。

3 なお鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、くらしの安心推進課長が別に通知する日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 別表第3欄（2）に掲げる事業において、緊急に事業を開始する必要がある場合にあっては、前項に示す書類の他、交付決定前に事業を開始する理由書を添付すること。

4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第11条、第12条（第4項を除く。）、第13条から第15条まで、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	補助事業者が定める
	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第4号による	補助事業者が定める

（着手届を要しない場合）

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第6欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

（指示等の報告）

第10条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第12条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(間接的な財産処分の承認)

第13条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年7月7日から施行し、平成21年度の事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成28年6月3日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成30年11月9日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

(経過措置)

2 平成30年度に限り、別表第2欄に鳥取市を加え、同市への補助率は第5欄の補助率に1/2を乗じたものとする。

附 則

この改正は、令和2年11月30日から施行する。

別表（第3条、第7条、第9条、第11条関係）

1 間接補助事業	2 事業実施 主体	3 間接補助 対象経費	4 間 接 補助金	5 補助率	6 重要な変更
<p>公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定に基づく知事の営業許可を受け、かつ、入浴料金について物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の統制額の指定を受けている公衆浴場であって、年度中の営業日数が200日以上のものに限る。）の運営及び利用促進の事業</p>	<p>市町村（鳥取市を除く）</p>	<p>（1）運営及び利用促進の事業に係る経費。ただし、（2）の事業に係る経費を除く。（1浴場当たり500,000円を限度とし、工事請負費及び委託費については、県内事業者が施工（実施）するものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）</p>	<p>間接補助対象経費に1を乗じた額</p>	<p>1 / 2</p>	<p>本補助金の増額を伴うもの</p>
		<p>（2）省エネルギー対策を実施するための施設整備に係る経費（1浴場当たり2,000,000円を限度とし、各年度ごとに1度限りの実施とし、工事請負費及び委託費については、県内事業者が施工（実施）するものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）</p>	<p>間接補助対象経費に1 / 2を乗じた額</p>	<p>1 / 4</p>	

市町村名 _____
 (担当課名 _____)
 (担当者名 _____)

公衆浴場確保対策費補助事業計画（報告）書

1 公衆浴場の営業（予定）日数

(単位：日数)

公衆浴場名	年度中の営業（予定）日数

2 事業に要する経費

(単位：円)

区分	公衆浴場名	事業費	間接補助対象 経費の額(ア)	市町村補助 予定額	(ア)の額に補助 率を乗じた額
運営及び利用促進の事業に係る経費					
	小計				
省エネルギー対策を実施するための施設整備に係る経費					
	小計				
合計			(算定基準額)		(交付申請額)

注1 公衆浴場ごとに各欄の金額を記載し、小計及び合計を算出すること。ただし、交付申請額は、千円未満切り捨てとすること。

2 運営及び利用促進の事業に係る経費の補助率は2分の1とし、省エネルギー対策を実施するための施設整備に係る経費の補助率は4分の1として算出すること。

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

活用する補助金名	事業内容	問い合わせ先

注1 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

注2 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

添付書類

- 1 省エネルギー対策を実施するための施設整備を行う場合にあっては、当該施設整備の導入により、燃料油使用量の削減、光熱費の削減又は温室効果ガス排出量の削減など省エネルギー効果を示す書面。
- 2 事業報告の際に計画時に示した効果が得られなかった場合にあっては、その原因の分析と今後の見込みを記載した書面。
- 3 補助対象経費に工事請負費及び委託費が含まれる場合にあっては、施工（実施）業者の住所及び名称が確認できる書面。

様

職 氏 名 印

〇〇年度鳥取県公衆浴場確保対策費市町村補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県公衆浴場確保対策費市町村補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の間接補助事業は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、次の通りとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

補助対象経費	交付決定額

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県公衆浴場確保対策費市町村補助金交付要綱（平成17年7月7日付第200500032029号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

報告者 住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名 印

〇〇年度鳥取県公衆浴場確保対策費仕入控除税額確定報告書

鳥取県公衆浴場確保対策費市町村補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円
(2) 補助対象経費の額 金 円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

金 円

3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額

$(3 - 2) \times \frac{1 \text{ の (1) }}{1 \text{ の (2)}}$ 金 円

注) 別紙として積算の内訳を添付すること。